

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月18日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社  
(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】 Matti Kanerva  
Senior Legal Counsel  
(上級法律顧問)

Karoliina Kajova  
Manager, Funding  
(資金調達部マネージャー)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1025

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年1月15日
効力発生日	平成30年1月23日
有効期限	平成32年1月22日
発行登録番号	30 - 外債1
発行予定額又は発行残高 の上限	発行予定額 7,500億円
発行可能額	659,789,290,800円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定する  
 ときまでの間に提出されているため、発行登録の効力は停止しない。

【提出理由】 発行登録書（訂正を含む。）の「フィンランド地方政府保証機構保証付  
 フィンランド地方金融公社 2020年3月27日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付  
 日経平均株価連動 円建債券」の売出しに  
 関し、債券の要項に変更が生じたため、本訂正発行登録書を提出する  
 ものである。訂正内容については、以下を参照のこと。

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 本文中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」..... フィンランド地方金融公社  
(Municipality Finance Plc)  
「保証者」または「地方政府保証機構」..... フィンランド地方政府保証機構  
(The Municipal Guarantee Board)

## 【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 第一部【証券情報】

<フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2020年3月27日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建債券に関する情報>

### 第2【売出債券に関する基本事項】

#### 11【その他】

<訂正前>

(前略)

(5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。

<訂正後>

(前略)

(5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。

#### (6) ペイルイン・損失吸収権限の承知

本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかわらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるペイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ了解し、また以下に制約されることについて承知し、了解し、同意しかつ合意する。

( ) 関連破綻処理当局による、いかなるペイルイン・損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下またはそれらの組み合わせを含み、また結果としてそうなることがありうるが、それらに限定されない。

(イ) 本債券についての該当金額（以下に定義される。）の全部または一部の削減

(ロ) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与（本債券の要項の訂正、または改変などの手段によるものを含む。）

(ハ) 本債券または本債券における該当金額の消却

(ニ) 本債券の満期日の変更もしくは調整または本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が到来する日の変更（一時的な支払の停止を含む。）

( ) 関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使を発効するために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の変更

上記において、以下の用語は以下の意味を有する。

「ベイルイン・損失吸収権限」とは、損失吸収、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは破綻処理関連の権限で、( ) BRRD (以下に定義される。) の移行またはSRM規制 (以下に定義される。) の適用および( ) BRRDもしくはSRM規制の下で設置される手段、規則および基準に関し、発行者 (もしくは発行者の関係者) の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、フィンランド共和国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で随時存在し、行使されるものをいう。

「BRRD」とは、銀行再生破綻処理指令2014/59/EUをいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加の金額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使前に期限が到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、発行者に関し、ベイルイン・損失吸収権限を行使する権限を有する破綻処理当局をいう。

「SRM規制」とは、EU規制第806/2014号をいう。